

環境管理事業所・優良環境管理事業所制度

自主管理の
推進に向け

神奈川県では、環境に関する事業者の自主的な管理を推進するため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、設置等にあたり許可が必要な指定事業所のうち、環境に係る一定の管理能力を備えた事業所を環境管理事業所又は優良環境管理事業所として認定を行う「環境管理事業所・優良環境管理事業所制度」を導入しています。

1 制度の概要

指定事業所は、環境管理事業所又は優良環境管理事業所の認定を取得することにより、行政手続きが一部免除されるなどのメリットが付与されます。なお、優良環境管理事業所は、環境管理事業所よりさらに優れた環境管理を実施している事業所であり、認定取得により受けられるメリットが多くなります。

指定事業所 設置にあたり許可を
要する事業所

認定申請

環境に関する一定の管理能力
を有する事業所はどちらかを
選んで認定を申請（任意）

認定申請

環境管理事業所

【認定取得のメリット】

- ・名称公表
- ・変更届出手続き(10条)
一部免除
- ・化学物質管理状況報告書
の提出(42条の3) 免除

※認定の有効期間は3年間

行政手続きが免
除されるなどの
メリットが付与
されます。

優良環境管理事業所

【認定取得のメリット】

- ・名称公表
- ・変更届出手続き(10条)
一部免除
- ・**変更許可手続き(8条)免除**
- ・化学物質管理状況報告書
の提出(42条の3) 免除

※認定の有効期間は6年間

2 認定の基準

● 環境管理事業所

環境管理事業所として認定を受けるには、次の認定基準を全て満たしている必要があります。

- ◆ 環境マネジメントシステム審査登録機関*へ登録されている
※ISO14001、エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードのステップ2
- ◆ 排煙及び排水の測定に加え、認定を受ける前に3年以上継続して排煙及び排水の規制基準を遵守している
- ◆ 安全性影響度の評価を実施し、その結果に基づき必要な措置を講じている
- ◆ 事故発生日から3年以上経過している
- ◆ 公害を除去するための措置が不要である
- ◆ 土壤汚染又は環境汚染を確認している場合、拡大を防止するために必要な措置を講じている
- ◆ 条例第110条の2の規定に基づき勧告された場合は、その勧告に従っている（正当な理由がある場合は除く）
- ◆ 条例第3条第1項又は第8条第1項の規定に違反して指定事業所を設置又は位置等の変更を行った場合は、当該違反に係る状況を是正した日から3年以上経過している

● 優良環境管理事業所

優良環境管理事業所の認定を受けるには、環境管理事業所の認定基準を満たしたうえで、さらに次の①又は②の基準を満たしている必要があります。

①環境に配慮した事項に係る認定基準

次に掲げる3つの要件全てについて、次の割合以上の内容を実施していること。

要件の評価は、申請する年度の前3年間とします。

- 環境への負荷の低減に関する要件 3割以上
- 化学物質の適正な管理に関する要件 6割以上
- 環境に係る組織体制の整備に関する要件 6割以上

3つの要件
全てをクリア！

Point

要件に関して自己評価を行う際には、次の3つの指針を参考にしてください。

- ①環境への負荷の低減に関する指針、②化学物質の適正な管理に関する指針、
③環境に係る組織体制の整備に関する指針

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html#shishin>

又は

②近隣住民等との環境保全に関する相互理解に係る認定基準

次のいずれかに該当すること。

- 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること。
- 環境情報を提供※するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること。

いずれかを
実施してい
ること！

※ 環境情報の提供は、『環境情報の提供に関する指針』の
「2 全ての事業者に係る事項」の内容に沿ったものとします。



認定基準の詳細は条例施行規則別表第1の4をご確認ください。

3 認定申請について

環境管理事業所又は優良環境管理事業所の認定申請は、それぞれ次の書類を揃えて提出窓口に申請してください。

● 環境管理事業所

様式 環境管理事業所認定申請書（第17号様式）

添付書類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 | <input type="checkbox"/> 安全性影響度評価書 |
| <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 | <input type="checkbox"/> 安全性影響度低減に関する概要書 |
| <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し
(申請中の場合は登録申請書の写し) | <input type="checkbox"/> 土壤汚染又は環境汚染の拡大を防止する
ために必要な措置の概要書 |
| <input type="checkbox"/> 排煙測定結果書 | <input type="checkbox"/> 誓約書（第17号様式の2） |
| <input type="checkbox"/> 排水測定結果書 | |



● 優良環境管理事業所

様式 [優良環境管理事業所認定申請書（第17号様式の3）](#)

添付書類

- 環境管理事業所の認定申請における添付書類と同じ書類
- 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図
- ☆環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表（第17号様式の3（付表1））
- ☆化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表（第17号様式の3（付表2））
- ☆環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表（第17号様式の3（付表3））
- ★近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し
- ★環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類
- ※☆は認定基準①による認定の場合に必要となる書類です。（3つ全ての添付が必要）
- ※★は認定基準②による認定の場合に必要となる書類です。（いずれか一方の添付が必要）

■ 申請様式ダウンロード

認定申請書は神奈川県のホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p513943.html>

4 行政手続きの免除について

- 優良環境管理事業所は、**条例第8条**に基づく**指定事業所に係る変更許可**が**免除**されます。
※ ただし、公害の防止上特に重要な変更として条例施行規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る一定の変更を行う場合には免除されませんのでご注意ください。
- 環境管理事業所・優良環境管理事業所ともに、**条例第10条**に基づく**指定事業所に係る変更届出**が**一部事項を除いて免除**されます。また、**条例第42条の3**に基づく**指定事業所に係る化学物質管理状況報告書**の報告も**免除**されます。

【届出が必要な指定事業所に係る変更事項】（条例第10条第2項又は第3項）

○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

○指定事業所の名称及び所在地

○指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力

（変更許可申請が必要な変更を除く） ※図面等の詳細書類の添付は不要

○指定作業の種類（優良環境管理事業所のみ）



5 県ホームページでの公表について

環境管理事業所又は優良環境管理事業所として認定された事業所は、事業所の名称、所在地及び認定の有効期間が県ホームページで公表されます。

■ 環境管理事業所の公表について

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/kannkyoukannri/kannri/index.html>

■ 優良環境管理事業所の公表について

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/kannkyoukannri/hairyo/index.html>

6 環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出

環境管理事業所又は優良環境管理事業所に係る変更を行った場合には、条例第 21 条に基づき変更した日から起算して 30 日以内に届出を行う必要があります。

【届出が必要な環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更事項】

(条例第 21 条第 2 項又は第 3 項)

- 指定事業所の環境管理・監査の体制
- 指定事業所の環境に関する方針
- 環境マネジメントシステムの審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限又は登録の範囲
- 認定基準に適合しているか自ら評価した結果（優良環境管理事業所のみ）

※環境管理事業所等に係る変更届出（第 21 条）は指定事業所に係る変更届出（第 10 条）と同一の様式（第 13 号様式の 2）により届出が可能です。

7 問合せ先

認定申請書の作成などに関して不明な点がある場合には、事業所の所在地により以下の相談窓口にお問い合わせください。

なお、申請書の提出窓口は、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市以外に所在する事業所の場合には、事業所の所在する市町村の環境保全主管課になります。

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)
相模原市	相模原市環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241
横須賀市	横須賀市環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8329
平塚市	平塚市環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764
藤沢市	藤沢市環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519

■ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

■ 届出・申請・お問い合わせ先

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/madoguchi.html>

積極的に
制度をご活
用ください